

○四條畷市老人医療費の助成に関する条例

昭和46年12月11日

条例第36号

改正 昭和47年12月22日条例第25号

昭和48年12月22日条例第40号

昭和49年2月28日条例第2号

昭和53年6月24日条例第9号

昭和58年1月21日条例第2号

昭和60年3月25日条例第8号

昭和62年3月27日条例第1号

平成6年9月30日条例第22号

平成9年8月29日条例第12号

平成10年12月18日条例第25号

平成12年3月24日条例第11号

平成12年12月19日条例第36号

平成14年9月27日条例第17号

平成16年10月1日条例第13号

平成18年3月13日条例第9号

平成18年6月13日条例第22号

平成18年10月1日条例第30号

平成19年3月7日条例第6号

平成19年12月11日条例第24号

平成20年3月28日条例第5号

平成25年3月1日条例第1号

平成26年9月11日条例第14号

平成29年2月27日条例第1号

廃止 平成29年9月5日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、老人に対し医療費の一部を助成することにより、老人の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、四條畷市の区域内に住所を有する国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号)第2条第1項に規定する者(同条例第2項第2号又は第3号に該当する者を除く。)であって、同条例第2条の2の所得制限を適用した場合において対象者となるもの又は四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第9号)第2条第1項に規定するひとり親家庭の父、母又は養育者(同条例第2項第2号又は第3号の規定に該当する者を除く。)であって、同条例第2条の2の所得制限を適用した場合において対象者となるもの

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核に係る医療を受けている者又は平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する者で前年の所得(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前々年の所得)が規則で定める額以下のもの

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者に対しては、医療費の助成は行わない。

3 第1項第2号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、家族療養費若しくは特別療養費の支給(食事療養、生活療養及び訪問看護療養に係る給付を除く。)が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主若しくは組合員であった者を含む。)又は社会保険各法

による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)若しくは組合員(被保険者若しくは組合員であった者を含む。)が負担すべき額から、規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(助成の実施時期)

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による申請のあった日から行うものとする。ただし、現に四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例又は四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づく助成を受けている者が65歳に達することにより対象者となる場合において、当該申請をしたとき(その者の65歳に達する日の翌日の属する月に当該申請をしたときに限る。)は、当該申請のあった日の属する月の初日から行うものとする。

2 この条例の適用を受けようとする者が災害その他やむを得ない理由により次条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ日後14日以内に当該申請をしたときは、その理由により当該申請をすることができなかつた日に当該申請があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(申請)

第5条 この条例により医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その資格又は内容を審査し、医療費の助成を行うか否かを決定する。

2 市長は、医療費の助成を行うことを決定したときは、当該申請をした者に規則で定める医療証(以下「医療証」という。)を交付する。

3 市長は、医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに、その旨を当該申請をした者に通知する。

(医療証の有効期限)

第7条 医療証の有効期限は、毎年7月31日とする。

(医療証の更新の申請)

第8条 医療証の交付を受けた者が、前条の有効期限の満了後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 第6条第1項から第3項までの規定は、前項の規定による医療証の更新の申請について準用する。

(医療証の提示)

第9条 第6条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決定(以下「助成の決定」という。)を受けた者(以下「受給者」という。)は、療養を受けようとするときは、健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する保険医療機関及び保険薬局で規則で定める病院、診療所及び薬局(以下「保険医療機関等」という。)に医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第10条 医療費の助成は、助成額を市長が保険医療機関等に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに助成した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(届出義務)

第12条 対象者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第13条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(助成の決定の取消し等)

第14条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消す

ことができる。

- (1) 対象者に該当しないこととなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

2 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

- (1) 第5条若しくは第8条第1項の規定による申請又は第12条第1項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。
- (2) 受給者が、正当な理由がなくて、第17条の規定による求めに応じないとき。

第15条 市長は、受給者が、正当な理由がなくて、第12条第1項の規定による届出をしないときは、助成を一時差し止めることができる。

(助成金の返還)

第16条 市長は、第14条第1項の規定により助成の決定を取り消した場合又は同条第2項の規定により助成の全部又は一部を行わない場合において、当該取消しに係る部分又は助成の全部若しくは一部を行わない決定をした部分に関し、既に助成が行われているときは、期限を定めてその額の返還を命ずることができる。

(書類の閲覧等の要求)

第17条 市長は、受給者又は関係機関に対して、当該受給者が対象者に該当するかどうかについて確認する必要があると認めるときは、必要な書類の閲覧又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

(四條畷市国民健康保険条例の一部改正)

2 四條畷市国民健康保険条例(昭和34年条例第252号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

3 この条例による改正前の四條畷市国民健康保険条例第11条の2の規定により附加給付金の支給を受けることができる者の、昭和46年12月31日までの当該規定に係る適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和47年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例の適用を受け、助成が行なわれるべきであつた者に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和48年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

(経過規定)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例の適用を受け、助成が行なわれるべきであつた者に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年条例第2号)

この条例は、昭和49年3月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第9号)

- 1 この条例は、昭和53年7月1日から施行する。
- 2 改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により対象者となる者であつて、改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1項第1号に該当するものについては、旧条例第2条の規定は、新条例施行日から昭和53年9月30日までの間は、なおその効力を有する。

附 則(昭和58年条例第2号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に行われた改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例、四條畷市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例及び四條畷市母子家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年条例第8号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、昭和62年1月1日から適用する。
- 2 昭和62年1月1日前に国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又はこの条例に

よる改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第2条に規定する社会保険に関する法律に基づいて療養の給付を受けた者については、この条例による改正後の条例第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 昭和62年1月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、国民健康保険法又はこの条例による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第2条に規定する社会保険に関する法律に基づいて療養の給付を受けた者については、この条例による改正後の条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例、四條畷市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、四條畷市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日以後の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の疾病又は負傷による医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第25号)

改正 平成14年9月27日条例第17号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年8月1日から施行する。

(老人医療費の助成に関する経過措置)

- 2 昭和4年8月2日から昭和9年7月31日までの間に生まれた者についての平成11年8月1日から平成14年9月30日までの間に行われる療養に関する国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、第

1 条の規定による改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第36号)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成14年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 四條畷市老人医療費の助成に関する条例及び四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成10年条例第25号)附則第2項又は第3項により、なお従前の例によるとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和9年7月31日までの間に生まれた者についての平成14年10月1日から平成16年7月31日までの間に行われた療養に関する国民健康保険法又は社会保険各法の規定に関する保険給付に係る医療費の助成については、その者の前年の所得(1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者は、前々年の所得)が、この条例による改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める額以下の場合、改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例の規定を適用する。

(適用区分)

- 3 改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

(四條畷市老人医療費の助成に関する条例及び四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 四條畷市老人医療費の助成に関する条例及び四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成10年条例第25号)の一部を次のように改正する。



[次のよう] 略

附 則(平成16年条例第13号)抄

改正 平成18年6月13日条例第22号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定は、同号に規定する対象者が昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者である場合については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間において、なおその効力を有する。この場合において、同号中「課されていない場合」とあるのは「課されていない場合(65歳以上の者(当該年(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者)にあつては、当該年の前年)の1月1日現在において65歳以上の者をいう。以下同じ。)にあつては、前年(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者)にあつては、前々年)の税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円以下の場合を含む。)」と、「課されている場合」とあるのは「課されている場合(65歳以上の者)にあつては、前年(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者)にあつては、前々年)の合計所得金額が125万円以下の場合を除く。)」と、「課されることとなる場合」とあるのは「課されることとなる場合(65歳以上の者)にあつては、前年(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者)にあつては、前々年)の合計所得金額が125万円以下の場合を除く。)」とする。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第22号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定(「から第5号まで」を「又は第4号」に改める部分に限る。)及び同項第2号の改正規定並びに第12条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 四條畷市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年条例第13号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定に該当する者については、この条例による改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第3条及び第4条の規定は適用せず、この条例による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条、第4条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第3条第1項中「老人保健法第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」と、「同法第46条の8」とあるのは「同法第84条」と、旧条例第9条中「老人保健法第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」とする。
- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 4 四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 5 四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から

施行する。

附 則(平成25年条例第1号)抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は平成26年10月1日から、同条第1項第2号の改正規定(「の者」を「のもの」に改める部分を除く。)は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第1項第2号の改正規定の施行の際現に改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第6条の規定により医療証の交付を受けている者の当該医療証の有効期間における医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第1号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第4条の規定による廃止前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例(以下「廃止前の老人医療費助成条例」という。)第2条に規定する対象者が施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に廃止前の老人医療費助成条例第2条第1項に規定する対象者(施行日以後、大阪府内の市町村から四條畷市に住所を変更した者を含む。以下「旧老人医療費助成対象者」という。)である者の施行日から平成33年3月31日までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、第1条による改正後の四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第1項中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病棟への入院」とあるのは、「又は生活療養に係る給付」とする。

○四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則

昭和46年12月28日

規則第14号

改正 昭和48年12月22日規則第23号

昭和49年7月1日規則第12号

昭和50年3月31日規則第8号

昭和53年6月26日規則第9号

昭和57年6月28日規則第14号

昭和58年1月29日規則第4号

昭和59年9月1日規則第17号

昭和60年3月30日規則第6号

昭和60年6月29日規則第16号

昭和61年12月29日規則第21号

昭和63年6月30日規則第11号

平成元年3月31日規則第4号

平成元年6月29日規則第5号

平成2年6月30日規則第9号

平成3年12月25日規則第19号

平成6年9月30日規則第25号

平成9年3月31日規則第5号

平成10年3月31日規則第9号

平成10年12月18日規則第45号

平成11年6月30日規則第18号

平成12年12月28日規則第35号

平成13年3月16日規則第7号

平成14年9月27日規則第24号

平成15年3月31日規則第18号

平成16年2月17日規則第4号

平成16年10月29日規則第33号

平成17年7月1日規則第16号

平成18年3月31日規則第9号

平成18年7月31日規則第30号  
 平成18年10月1日規則第42号  
 平成19年3月29日規則第12号  
 平成19年7月20日規則第21号  
 平成20年3月24日規則第5号  
 平成22年3月31日規則第6号  
 平成25年3月31日規則第11号  
 平成27年3月23日規則第4号  
 平成28年12月21日規則第29号  
 平成29年4月18日規則第15号

(社会保険各法)

第1条 四條畷市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第36号。以下「条例」という。)第2条に規定する規則で定める社会保険に関する法律は次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(所得の額)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める額は、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)がないときは224万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の額とする。ただし、所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)基準額に6万円を加算した額とする。

扶養親族等の数	基準額
1人	2,590,000円
2人以上	扶養親族等1人増すごとに290,000円加算

(所得の範囲)

第2条の2 条例第2条第1項第2号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に關す

る法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第2条の3 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する控除を受けた者は、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者1人につき、同法第314条の2第1項第8号又は第9号に規定する控除を受けた者については、それぞれ当該控除を受けた者につき、それぞれ同法に定める控除額に相当する額

- (3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
- 3 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額(同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「第1項の規定によつて計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至つたときは、その超えるに至つた日後に受けた医療に係る老人医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)を第1項の規定によつて計算したその所得の額から控除するものとする。
- (1) 第1項の規定によつて計算したその所得の額から控除すべき前項第1号に掲げる雑損控除額に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となつた損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき、その金額の合計額
- (2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合、地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額
- 4 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に支払つた条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が第1項の規定によつて計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至つたときは、その超えるに至つた日後にその者が受けた医療に係る老人医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払つたその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)と200万円(第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額)とのいずれか低い額を第1項の規定によつて計算したその所得の額から控除するものとする。
- (1) 第1項の規定によつて計算したその所得の額から控除すべき第2項第1号に掲げる医療費控除額に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎とな

つた医療費の金額のうち当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるとき、その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合、第1項の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額(一部自己負担額)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める一部自己負担額は、条例第9条に規定する保険医療機関等(薬局を除く。以下この条において「保険医療機関」という。)ごとに1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同条に規定する受給者(以下「受給者」という。)が負担すべき医療費の額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が同一の月に同一の保険医療機関において行う一部自己負担額の支払は、2日までとする。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の保険医療機関の診療とみなす。

4 受給者が同一の月に同一の保険医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の保険医療機関において受けたものとみなす。

5 受給者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

6 前項の規定による助成を受けようとする者は、老人医療費支給申請書兼口座振替依頼書(様式第4号)に、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明する書類、当該医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添えて、その医療を受けて一部自己負担額を支払った日の属する月の翌月以降に市長に申請しなければならない。

第4条から第6条まで 削除  
(医療証の交付の申請等)

第7条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書(様式第1号)に条例第2条第1項各号に該当することを明らかにすることができる書類及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者証、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく被保険者証又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添えてしなければならない。



- 2 条例第6条第2項の医療証の様式は、医療証(様式第2号)による。
- 3 条例第2条第1項第2号に規定する者の医療証の有効期限は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第43条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第4項に規定する期間を経過する日と毎年7月31日とのいずれか早い日とする。
- 4 受給者は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(医療証の更新の申請等)

第8条 条例第8条第1項の規定による医療証の更新の申請は、毎年6月1日から同月30日までの間に、医療証更新申請書(様式第1号)に条例第2条第1項各号に該当することを明らかにすることができる書類及び国民健康保険法に基づく被保険者証、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者証又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添えてしなければならない。

#### 第9条 削除

(医療証の再交付申請)

第10条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、老人医療証再交付申請書(様式第3号)により市長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、又は汚損したときの前項の申請は、同項の申請書に、その医療証を添付しなければならない。
- 3 受給者は、医療証の再交付を受けた後において紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(条例第9条の規則で定める保険医療機関等)

第11条 条例第9条の規則で定める保険医療機関等は、大阪府内及び奈良県内の病院、診療所及び薬局のうち市長が別に定めるものとする。

(助成の方法の特例)

第12条 条例第10条ただし書の特別な理由次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により、受給者に係る保険外併用療養費、療養費(医療保険の対象として認められる海外療養費を含む。)、特別療養費又は家族療養費(社会保険各法の適用がある場合に限る。)が支給されたとき。

(2) 前条に規定する保険医療機関等以外で療養の給付を受けたとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 第3条第6項の規定は、条例第10条ただし書に規定する方法による医療費の助成を受けようとする場合について準用する。

(届出事項等)

第13条 条例第12条に規定する規則で定める住所、氏名その他の事項は、次の各号に掲げる事項とし、受給者は、14日以内に老人医療資格変更届(様式第5号)に医療証を添付して市長に届出なければならない。

(1) 住所

(2) 氏名

(3) 医療保険関係の変更

(4) 資格喪失

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 受給者は、自己の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受ける場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第14条 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 死亡した年月日

(3) 医療証の受給者番号

(添付書類の省略)

第15条 市長は、この規則の規定により申請書又は変更届に添えて提出する書類により証明すべき事実を対象者及び同一の生計を維持する者の同意を得て公簿等によつて確認することができるときは当該書類を省略させることができる。

(口頭による申請)

第16条 市長は、この規則に規定する申請書又は変更届を作成することができない特別の事情があると認めたときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させたうえで必要な措置をとることによつて、当該申請書又は変更届の受理にかえることができ

る。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和47年1月1日から施行する。
- 2 平成19年8月1日から平成20年3月31日までの間のいずれかの日を有効期間の初日とする医療証(四條畷市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年条例第13号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定に該当する者(四條畷市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第36号)第2条第1項の規定に該当する者を除く。))に交付するものを除く。))についての第7条第3項の規定の適用については、同項中「毎年7月31日」とあるのは、「平成20年3月31日」とする。

#### 附 則(昭和48年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

#### 附 則(昭和49年規則第12号)

この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

#### 附 則(昭和50年規則第8号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和53年規則第9号)

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

#### 附 則(昭和57年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和58年規則第4号)

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

#### 附 則(昭和59年規則第17号)抄

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

#### 附 則(昭和60年規則第6号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和60年規則第16号)

- 1 この規則は、昭和60年7月1日から施行する。
- 2 昭和60年7月1日から同年7月31日までの間に交付する医療証の有効期限は、昭和61年7月31日とする。

附 則(昭和61年規則第21号)

- 1 この規則は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、四條畷市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第36号)第6条の規定により交付された医療証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の規則の規定による医療証とみなす。

附 則(昭和63年規則第11号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成元年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第5号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成2年規則第9号)

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成3年規則第19号)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、四條畷市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第36号)第6条の規定により交付された医療証及び四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和60年条例第9号)第6条の規定により交付された医療証で現に効力を有するものは、それぞれ第1条の規定による改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定による医療証及び第2条の規定による改正後の四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の規定による医療証とみなす。

附 則(平成6年規則第25号)

この規則は、平成6年10月1日から施行し、改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則第2条の3、様式第2号及び様式第3号の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成9年規則第5号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和4年8月2日から昭和9年7月31日までの間に生まれた者についての平成11年8月1日から平成14年9月30日までの間に行われた療養に関する国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年規則第18号)

- 1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の3第1項の規定は、平成11年6月1日以後の医療費の助成に係る医療証の更新及び平成11年7月1日以後の医療費の助成に係る医療証の交付について適用する。

附 則(平成12年規則第35号)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成13年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則第3条の3第3項の規定による認定証は、この規則による改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新施行規則」という。)第5条第1項第3号の規定により認定を受けたものとみなし、当該認定証に記載された有効期限が満了するまでの間は、新施行規則第9条第2項に規定する認定証とみなす。

(適用区分)

- 3 新施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

(四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成10年規則第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 5 四條畷市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成10年規則第46号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成15年規則第18号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の3第1項の規定は、平成16年7月1日以後に四條畷市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年条例第36号)第2条第1項第2号による適用を受けようとする場合における所得の計算方法について適用し、同日前に四條畷市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号による適用を受けようとする場合における所得の計算方法については、なお従前の例による。

附 則(平成16年規則第33号)

改正 平成18年7月31日規則第30号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 四條畷市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年条例第13号)附則第2項によりなおその効力を有することとされる改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する対象者については、改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第5条、第6条、第9条及び第11条の規定並びに様式第6号及び様式第7号は、なおその効力を有する。この場合において、第5条第1項第4号中「140万円(その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円)に満たないときは、140万円(その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円)」とあるのは「70万円に満たないときは、70万円」と、「65万円」とあるのは「80万円」とする。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則により提出されている申請書は、新規則の様式により提出された申請書とみなす。

附 則(平成17年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第30号)

改正 平成20年3月24日規則第5号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。ただし、第1条中四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則様式第2号の2の改正規定は、同年10月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年規則第33号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則第11条の規定の適用については、同条中「特定療養費」とあるのは、「保険外併用療養費」とする。

附 則(平成18年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第21号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 四條畷市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年条例第13号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定に該当する者については、この規則による改正後の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条の規定は適用せず、この規則による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第3条第1項中「老人保健法(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第67条」と、「第30条第1項の医療」とあるのは「第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付」と、「当該医療」とあるのは「当該療養の給付」と、「世帯員であつて老人医療受給対象者」とあるのは「世帯員である被保険者」と、同条第2項中「第28条」とあるのは「第67条」と、「老人保健法施行令(昭和57年政令第293号。以下「施行令」という。)第4条第1項」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令(昭和57年政令第293号。以下「施行令」という。)第7条第1項」と、「老人保健法施行規則第18条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条」とする。
- 3 四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年規則第33号)附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による改正前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則第5条及び第6条の規定の適用については、同規則第5条第1項中「第15条第1項第1号」とあるのは「第14条第1項第1号」と、同項ただし書中「第15条第1項第2号本文」とあるのは「第14条第1項第2号本文」と、同条第2項中「第15条第2項第1号」とあるのは「第14条第2項第1号」と、同項ただし書中「第28条第1項第2号」とあるのは「第67条第1項第2号」と、「第15条第2項第2号本文」とあるのは「第14条第2項第2号本文」と、同規則第6条中「第16条第1項第1号イ」とあるのは「第15条第1項第1号イ」と、「第28条第1項第2号」とあるのは「第67条第1項第2号」と、「第16条第1項第1号ロ本文」とあるのは「第15条第1項第1号ロ本文」と、同条第3項中「第16条第5項」



とあるのは「第15条第5項」とする。

4 新規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に旧規則の様式により提出されている申請書は、新規則の様式により提出された申請書とみなす。

(四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

6 四條畷市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年規則第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成22年規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の3第1項の改正規定中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分は、同年6月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第11号)抄

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2条の3第1項の規定は、平成29年7月1日以後における第7条第1項の申請に係る所得の額の計算方法について適用し、同日前における第7条第1項の申請に係る所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則(平成29年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

四條畷市長 宛

下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、審査に関して、医療保険の状況、所得その他必要な情報を公簿等により確認することを承諾します。

申請の種類	1 新規に申請します。 2 現在持っている医療証の更新を申請します。		
対象者の氏名	フリガナ	男・女	生年月日 年 月 日
	印		電話番号 ( )
住所	四條畷市	代理人が申請する場合、その者の住所、氏名 印	
医療保険の加入状況	被保険者氏名	続柄	
	健康保険の種類 <input type="checkbox"/> 四條畷市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 大阪府後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/> その他の保険 ※被保険者証のコピーを添付して下さい。 名称( )		
申請事由			

(注)助成は、申請日から開始します。

これより下は記入しないでください。

前年(6月末までに対象の場合は前々年)の所得額		円
控除	雑損・医療費・社会保険料・小規模企業共済掛金控除	円
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族控除	人 円
	障害者・寡婦(寡夫)・勤労学生控除	人 円
	肉用牛の売却による事業所得の免除を受けたもの	円
	本年の災害・その他の控除	円
控除後の所得額		円

審査：医療証交付事由  1 障害者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成に基づく(87) 2 国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する者で平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく(88) 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核に係る医療)に基づく(89) 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(精神通院医療)に基づく(90) 5 所得に基づく経過措置  <input type="checkbox"/> 資格あり ( 年 月 日～ 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 却下 ( )	(受付印)
	(確認者： )
	受給者番号

証交付( 月 日)  台帳処理  国保一般  退職国保  社保  他国保  前期  後期

様式第2号

(表)

この証は大阪府内と一部奈良県内で使用できます。(奈良県内は  
社会保険加入者のみ)。

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)		〔受診のつど被保険者 証と同時に提出して ください〕	
医 療 証			
公 費 負 担 者 番 号			
受 給 者 番 号			
対 象 者	住 所	大阪府	
	氏 名		
	生年月日		
有 効 期 間		年 月 日から	
		年 月 日まで	
発 行 機 関 名 及 び 印	大阪府 四 條 畷 市 長		
交 付 年 月 日	年 月 日		

(裏)

ご 注 意

- この証は、医療費の助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
- 対象者としての資格がなくなつたとき又は有効期限を経過したときには、この証を使用することはできませんから速やかに四條畷市長にお返しください。  
なお、資格がなくなつてからもこの証で治療を受けた場合、その医療費は四條畷市へ返還していただきますのでご注意ください。
- 氏名、住所に変更があつたときや加入している医療保険又はその内容に変更があつたときは、14日以内にこの証を添えて、四條畷市長にその旨を届け出てください。
- この証を破つたり、汚したり又は失つたりしたときは、再交付を受けてください。

様式第3号

年 月 日

老人医療証再交付申請書

四條畷市長 宛

申請者 住所 四條畷市  
氏名  
電話番号 — 印

医療証等を(破損・紛失)したので、再交付を申請します。

対象者	氏名	生年月日	医療証対象者番号
		年 月 日	
住所	四條畷市 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他( )		
医療 保険	名称	<input type="checkbox"/> 四條畷市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 大阪府後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/> その他( )	被保険者の 氏名
	保険者番号	<input type="checkbox"/> 270306又は67270306 <input type="checkbox"/> 39272299 <input type="checkbox"/> その他( )	記号・番号

審査

資格あり  却下

本人確認方法 公が発行した証等 その他( )

交付日 年 月 日

受付印

(確認: )

様式第4号

老人医療費支給申請書兼口座振替依頼書

年 月 日

四條畷市長 宛

申請者 受給者番号 \_\_\_\_\_  
 住 所 四條畷市 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり老人医療費の支給を申請します。

請求金額	円	医療機関等の 住所・名称	別紙医療機関等領収書のとおり
口座振替	振込先	預金種別	・ 普通 当座 ・ その他( )
	銀行 農協 信金 信組	口座番号	
		(フリガナ) 口座名義人	
一部負担金を 支払った理由		1 府外診療のため 2 証明書の交付前に受診したため 3 その他( )	
医療保険 加入状況		1 四條畷市国民健康保険 2 大阪府後期高齢者医療広域連合 3 その他( ) ・付加あり ・付加なし	

(注) 医療機関等の領収書を添付してください。

ここから下は記入しないでください。 高額 他府県

医療機関名称	診療月	件数	日数	医療費総額	一部負担金	助成額	受付印
							支給決定額
							円

(確認者: )

様式第5号

年 月 日

老人医療資格変更届

四條畷市長 宛

対象者

住 所 四條畷市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

医療証対象者番号 \_\_\_\_\_

次のとおり変更したので届け出ます。

		新	旧	
1 変更事由	(1) 住 所			
	(2) 氏 名			
	(3) 保 険 者 保 険 関 係 の 変 更	保 険 者 の 名 称		
		保 険 者 番 号		
		保 険 者 の 給 付 内 容		
	被 保 険 者	被 保 険 者 の 氏 名		
		住 所		
証 の 記 号 番 号				
2 資格喪失事由	(1) 転 出 先 住 所			
	(2) 生活保護の開始			
	(3) そ の 他			
3 所得状況の変更	変更になった理由	別紙市民税課税台帳による		
審査 <input type="checkbox"/> 異動内容の確認 変更(喪失)年月日 _____ 年 月 日  <input type="checkbox"/> 証交付 <input type="checkbox"/> 証回収 <input type="checkbox"/> 証更正			(受付印)        (確認: _____)	

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号